

水道局窓口の名称が

お客様センターへ

水道局では、平成23年4月1日から、水道料金と下水道使用料の収納や、水道使用開始などの手続き、水道メーター検針業務などを民間事業者の株式会社タカダに委託します。それに伴い、問い合わせ窓口の名称を変更します。

4月1日からの名称
水道局
お客様センター

※住所と電話番号・FAX番号に変更はありません
☎ 64・3333
FAX 64・3380
住所 増永1903



◀特別に水道局のマスコットキャラクター「あらぞうくん」が迎えてくれました。



▲井戸水を貯めるところ（着水井）
この水が荒尾市各所に送水されます



▲市民病院の前の道
この看板が目印です

荒尾市水道局業務従事者証

荒尾市水道局業務従事者証
(お客様センター) No.01
業務従事者証
氏名 水道太郎

上記の者は荒尾水道料金等業務受託者
会社名 株式会社 タカダ
が選定した従事者であることを証明する。
発行年月日 平成23年4月1日
有効期限 平成28年3月31日
荒尾市増永1903番地
荒尾市水道事業管理者

水道局の職員を装った訪問販売にご注意

水道局の職員を装った電話での浄水器の販売・勧誘に関する苦情が寄せられています。水道局では、浄水器を販売するようなことは一切行っていませんので十分ご注意ください。

4月1日からは委託業者の検針員が水道メーターを検針します。検針員が訪問するときは、必ず「荒尾市水道局業務従事者証」を携帯していますので、不審に思ったときには提示を求めるか、水道局お客様センターへお問い合わせください。

水道使用開始・中止
の手続きはお早めに



水道の使用開始・中止の手続きは、水道局の窓口で直接または、備え付けのハガキで申し込みできます。使用開始・中止の4〜5日前までに連絡してください。

水道料金の支払い方法は、払い込み忘れがなく、便利で確実な「口座振替」がおすすりめです。このほか、水道局の窓口、各金融機関で納入通知書による支払いができます。※水道局窓口については、土・日曜、祝日も午前8時30分から午後5時15分までお支払いできます。

口座振替の申し込み方法は、各金融機関の窓口で直接行ってください。申し込みには口座の届出印が必要です。取扱金融機関については、水道局に電話でお問い合わせください。

水道局 ☎ 64・3333

日本歯科情報センター

お気軽にお電話ください

インプラントに関する疑問やご相談に専門カウンセラーが、
無料でお答えしております。

年間相談数約**5700件** お気軽にお電話ください(通話料無料)

歯科選びの基準 治療費の目安 痛みの有無 治療の期間 治療の流れ 等

インプラント 今なら 資料・DVD
無料 進呈中!

ご相談・資料請求 **無料**

0120-07-2418 (月~土)9:00~18:00
PHS、携帯電話可

日本歯科情報センター www.j-dic.jp
〒810-0001 福岡市中央区天神2丁目4-5
J-DIC 検索

〔有料広告〕

荒尾市食育推進計画(素案)へのご意見を募集します

市では、市民一人ひとりが心身の健康増進のために健全で豊かな食生活が実現できることを目指し、23～27年度の5年間を計画期間とする「荒尾市食育推進計画」を策定中です。このたび計画素案がまとまりましたので、市民の皆さんの意見を募集します。

【閲覧・募集期間】

3月15日(火)～4月14日(木)

【閲覧場所】

保健センター、市役所総合窓口、情報公開コーナー、市民サービスセンター(あらおシティモール2階)
※荒尾市ホームページにも掲載しています

【提出方法】

所定の意見提出書に意見、住所、名前、電話番号を記入し、郵便、FAX、電子メール、持参のいずれかで保健センターへ提出してください。

【提出先・問】 荒尾市保健センター

〒864-0032 荒尾市増永632番地
☎63-1133 FAX64-1350
E-mail hokenc@city.arao.lg.jp

※電話による意見の受付や、寄せられた意見についての個別回答はできません。



学校敷地内「全面禁煙」にご協力ください

荒尾市教育委員会は、平成23年4月1日から市内の全小・中学校で敷地内全面禁煙を実施します。

受動喫煙を防止し、副流煙による健康被害から児童・生徒を守ることで、大人が喫煙しないという望ましいモデルを示すことで、喫煙防止教育の一層の推進を図り、健康行動への意識付けを目的として実施するものです。

学校を訪れる市民の皆さんも、取組の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

☎教育振興課 ☎63-1653



離職によって住居を喪失またはそのおそれがある人へ ～住宅手当緊急特別措置事業が継続されます～

住宅手当緊急特別措置事業とは

離職者で就労能力と就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象に、最長9カ月間を限度として住宅手当を支給し、住宅確保・就労支援員による就労支援などを行うものです。

住宅手当の支給対象者

- ① 申請時に次の要件全てにあてはまる人
- ② 平成19年10月1日以降に離職した人
- ③ 離職前に主として世帯の生計を維持していた人
- ④ 公共職業安定所へ求職申し込みを行い、就職活動を積極的に行う人
- ⑤ 住宅を喪失していること、または喪失するおそれのあること(収入や預貯金に基準があります)
- ⑥ 雇用施策等や地方自治体などによる類似の貸付や給付を受けていないこと

住宅の初期費用や生活支援への対応

賃貸住宅の契約のための初期費用や生活費が必要な人については、社会福祉協議会の「総合支援資金融資」が、また、住宅手当を受給するまでの間の生活費が必要な人については、「臨時特例つなぎ資金の貸付」が活用できます。

※詳しくはお問い合わせください。

☎制度：福祉課 ☎63・1409

総合支援資金融資・臨時特例つなぎ資金貸付：社会福祉協議会 ☎66・2993

当日の朝、調理をした煮物中心のお弁当
健康食・高齢者やわか食・おまかせ食
糖尿病食(5段階)・腎臓病食



有限会社 **ユニオン**
大牟田市大字歴木 1137-1
電話 0944-52-1555
FAX 0944-52-1557

http://www.uu-union.co.jp/
フリーダイヤル
☎0120-112262

昼食・夕食は同じ価格(税込み)

1日のカロリー	ご飯あり(1食分)		1日のカロリー	ご飯なし(1食分)	
	¥	¥		¥	¥
1200Kカロリー	¥680	¥610	やわか食	¥715	¥630
1400Kカロリー	¥695	¥610	腎臓病食	¥745	¥660
1600Kカロリー	¥715	¥630	健康食	¥695	¥610
1800Kカロリー	¥725	¥640	おまかせ	¥600	¥520
2000Kカロリー	¥735	¥650			

〔有料広告〕